

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
翌日は、
その翌日)

目次

- ◇規 則 精神衛生法施行細則の一部を改正する規則
- ◇告 示 地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領
飼料の分析検査の概要
- 土地改良事業計画の変更の認可
- 土地改良事業の認可 (二件)
- 国有財産の用途廃止 (二件)
- 公有水面の埋立ての免許 (二件)
- ◇選管告示 政党等の収支報告書の要旨
- ◇教委告示 教育委員会の招集
- ◇公 告 火薬類取扱保安責任者試験の実施

規 則

精神衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年五月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十五号

精神衛生法施行細則の一部を改正する規則

精神衛生法施行細則(昭和四十九年四月鳥取県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表中「八七、二〇〇円以上

八七、二〇〇円以上一五六、〇〇〇円未満	一二、〇〇〇円
一五六、〇〇〇円以上一九八、〇〇〇円未満	一五、〇〇〇円
一九八、〇〇〇円以上二八七、五〇〇円未満	二〇、〇〇〇円
二八七、五〇〇円以上三九七、〇〇〇円未満	二五、〇〇〇円
三九七、〇〇〇円以上九二九、四〇〇円未満	三〇、〇〇〇円
九二九、四〇〇円以上	全額

に改

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年五月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第四百四十四号

地方労働委員会の委員の候補者の推薦に関し、次のとおり第二十四期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領を定めたので、労

働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定により推薦を求める。

昭和四十九年五月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第二十四期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領

一 推薦する者の資格

鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条の規定に適合する労働組合であること。

二 推薦される者の資格

労働組合法第十九条第八項前段に規定する者でないこと。

三 推薦手続

(一) 推薦する者は、推薦書(様式(1))を推薦期間内に、所轄労政事務所を経由して知事に提出すること。

(二) 推薦する者は、労働組合資格審査申請書(様式(2))を推薦期間内に、所轄労政事務所を経由して鳥取県地方労働委員会に提出すること。

四 推薦することができる候補者の数

制限はないが、二人以上の場合は、順位を付すること。

五 推薦の期間

昭和四十九年五月十四日から昭和四十九年五月二十一日まで

様式(1)

推 薦 書

昭和 年 月 日

鳥取県知事 殿

所 在 地
労働組合の名称
代 表 者 名

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者として次の者を推薦します。

氏 名	生 年 月 日	現 住 所	労働組合及び 労働者の名称	労働組合及び 労働者の名称	経 歴	備 考

(注) 「経歴欄」には、年月日順に学歴・職歴・組合歴等をできるだけ詳細に記入すること。

様式(2)

労働組合資格審査申請書

昭和 年 月 日

鳥取県地方労働委員会

会 長 殿

所 在 地

労働組合名

代表者名

㊦

鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者の推薦手続に参加したいので、労働組合法第5条第1項の規定により資格を審査してください。よろしく下記の書類を添えて申請します。

記

1 労働組合の規約

2 労働協約

3 その他資格の立証に必要な資料

(1) 役員名簿

(2) 経理状況

(3) 従業員数及び組合員数 (男女別)

(4) 組合事務所の上状況

(5) 福利厚生への援助を受けている状況

(資格を立証するため、地方労働委員会に手続中のものは、その旨付記すること。)

鳥取県告示第四百四十五号

飼料の品質改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第一項の規定に基づき、昭和四十九年三月に収去した飼料の分析検査の概要を同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年五月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録飼料

製造事業場の所在地および名称	飼料の名称	登録番号	検査結果				収去年月日その他特記すべき事項
			粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	
境港市外江町3743の1 山陰くみあい飼料株式会社	くみあい標準配合飼料 成鶏用エツグマツシュ16	72TD第88号	16.0	3.5	5.0	12.5	昭和49年3月7日
			16.9	4.3	2.7	11.8	
			17.0	3.5	5.0	12.5	
くみあい標準配合飼料 成鶏用エツグマツシュ	くみあい標準配合飼料 大雛用1号	1772TD第84号	17.3	4.2	3.0	9.3	
			14.0	3.0	6.0	9.0	
くみあい標準配合飼料 大雛用1号	くみあい配合飼料 成鶏用16特号マツシュ	70TD第40号	14.5	3.9	4.3	6.7	昭和49年3月22日
			16.0	2.5	6.0	12.5	
くみあい標準配合飼料 中雛用1号	くみあい標準配合飼料 中雛用1号	70TD第193号	16.1	3.7	2.6	9.8	
			17.0	3.0	5.0	8.0	
			17.8	3.5	3.0	6.4	

〔備考〕 検査結果の成分検査の欄中上段は保証成分量を示し、「粗たん白質」の欄は「以上」を示し「粗脂肪」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。
 「以上」をマツシュソリユル吸着飼料については「以下」を示し、「粗繊維」および「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。
 収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは、当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

非 登 録 飼 料

製造事業場の所在地および名称	表示区分	検査結果				収去年月日その他特記すべき事項
		粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	
堺港市外江町3748の1 山陰くみあい飼料株式会社	表	17.0	2.5	5.0	7.0	昭和49年3月7日
くみあい配合飼料 豚肥育用スタート	表	17.1	3.2	2.8	5.2	
くみあい配合飼料 スピード	表	15.0	2.5	6.0	7.0	
くみあい配合飼料種豚用 ハイブリード	表	15.3	2.9	2.9	5.3	
くみあい配合飼料 ゴール	表	14.5	1.5	7.0	9.0	
		14.8	3.4	4.6	6.2	
		13.0	2.5	6.0	7.0	
		13.9	3.1	2.6	4.9	

〔備考〕 表示区分の欄中、「表」とあるのは法第15条の2の規定により成分等表示票を附した飼料を「票」とあるのは任意に成分票を附した飼料を、空白はそれら以外の飼料を示す。

検査結果の成分検査の欄中、上段は表示成分量を示し「粗たん白質」の欄は「以上」を示し「粗脂肪」の欄は「以上」を示し「粗繊維」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。検出物「法第15条の2に関するもの」の欄中上段は混入物の表示上の混入割合を示し、下段は分析結果の混入割合を示す。

収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

鳥取県告示第四百四十六号

高尾土地改良区から申請のあつた土地改良(西高尾地区ほ場整備)事業計画の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十九年五月九日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和四十九年五月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百四十七号

東伯郡東伯町大字徳万五五八番地の一農事組合法人公文果樹生産組合組合長桑本豊ほか一人の者から申請のあつた数人が共同して行う土地改良(公文地区農地造成)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年五月九日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十九年五月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百四十八号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(生山地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年五月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年五月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百四十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年五月十四日から用途廃止した。

昭和四十九年五月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	面積 (平方メートル)	用途
八頭郡八東町大字北山字上通田一〇四番一六地先から同町大字北山字上通田一〇四番一五地先まで		四・七七	水路敷
八頭郡八東町大字北山字榎ヶ坪九六番一〇地先から同町大字北山字榎ヶ坪九九番二〇地先まで		一八・一二	水路敷
八頭郡八東町大字北山字上通田一〇四番一六地先から同町大字北山字上通田一〇二番九地先まで		九二・八四	道路敷
八頭郡八東町大字北山字榎ヶ坪九六番九地先		四三・七八	道路敷
八頭郡八東町大字北山字榎ヶ坪九六番九地先		一一・八二	水路敷
八頭郡八東町大字北山字榎ヶ坪九六番九地先		一一・六三	水路敷

鳥取県告示第四百五十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年五月十四日から用途廃止した。

昭和四十九年五月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百五十一号

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

なお、その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県土木部河港課に備え置いて公衆の縦覧に供する。

昭和四十九年五月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 出願者の住所及び名称

鳥取市東町一丁目二二〇番地

淀江漁港管理者 鳥取県

二 埋立区域及び埋立面積

西伯郡淀江町大字淀江字長町九三一―四八番地先及び同町同大字字新地畑六九〇―一五番地先

一、〇三一・四四平方メートル

三 埋立地の用途

場 所	面 積 (平方メートル)	用 途
鳥取市大杵字田中土居一二八番三地先から同市大杵字田中土居一二九番四地先まで	一九一・七〇	水路敷
鳥取市大杵字畑ケ田一五五番一地先から同市大杵字畑ケ田一五五番三地先まで	一五六・五六	水路敷
鳥取市大杵字湯草田一〇四番二八地先から同市大杵字湯草田一〇三番二地先まで	三八・四三	水路敷
鳥取市大杵字代ノ田九八番六地先から同市大杵字代ノ田九八番八地先まで	二八・七七	水路敷

物揚場及び野積場の造成のため

四 埋立に関する工事の施行に要する期間

免許の日から昭和五十年三月二十五日まで

鳥取県告示第四百五十二号

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

なお、その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県土木部河港課に備え置いて公衆の縦覧に供する。

昭和四十九年五月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 出願者の住所及び名称

鳥取市東町一丁目二二〇番地

赤碕港港湾管理者 鳥取県

二 埋立区域及び埋立面積

東伯郡赤碕町大字赤碕字松ケ谷一六九六一―一四、一七〇八一―一七、一五一一二、一七三一二及び一七三五一―二四の地先

五八二・六〇平方メートル

三 埋立地の用途

物揚場の造成のため

四 埋立に関する工事の施行に要する期間

免許の日から昭和五十一年三月二十五日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条及びこれを準用する同法第十八条の規定による政党、協会その他の団体及びその支部

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

- 1 種類 政治資金規正法第12条及びこれを準用する同法第18条の規定による報告書
- 2 期間 昭和48年7月1日から昭和48年12月31日まで
- 3 報告書の要旨

の収支に関する事項を記載した報告書を受理したので、同法第二十条の規定により、次のとおり公表する。

昭和四十九年五月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

政党、協会その他の団体名	一件千円以上の寄附及び収入又は寄附の総額		一件五百円以上の寄附の総額		支出の総額		一件千円以上の支出の総額		一件五百円以上の支出の総額		報告書受理年月日
	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	
公明党鳥取県本部	—	7,544,220	—	—	—	5,750,673	268	4,422,564	—	—	49. 1. 12
小林国司後援会	—	—	2	130,000	—	—	—	—	—	—	49. 1. 16
小坂の重信後援会	—	254,140	—	—	—	289,298	11	288,438	—	—	49. 1. 8
坂野重信後援会	—	563,445	—	—	—	254,054	31	223,819	—	—	49. 1. 11
島田安夫東部後援会	—	—	—	—	—	493,564	19	449,682	—	39,937	49. 1. 28
島田安夫東部後援会	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	49. 1. 12
島田安夫東部後援会	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	49. 1. 8
神道政治連盟鳥取県本部	—	—	—	—	—	3,460	2	3,460	—	—	49. 1. 8
生長の家政治連合鳥取県本部	—	1,599,828	—	—	—	1,337,296	29	910,651	6	4,860	49. 1. 12

4 主たる寄附者及び支出

(一) 寄附者

寄附者の氏名 又は団体名	職 業	住所又は主たる 事業所の所在地	件数	寄附の総額 円	団体名	住所又は主たる 事業所の所在地
渡 辺 寛 太 夫	団体役員	鳥取市	1	80,000	小林国司後援会	鳥取市
山 本 進	"	岩美郡	1	50,000	日本共産党鳥取県委員会	岩美郡
伊 藤 昭 二	市会議員	鳥取市	3	30,000		鳥取市
石 尾 大 実	政党役員	"	6	177,000		"
田 中 蔵	"	"	4	78,000		"
牛 尾 甫 勝	"	米子市	5	88,000		米子市
江 原 勝	市会議員	鳥取市	3	46,000		鳥取市
鈴 木 鋭	団体役員	"	4	118,000		"
山 崎 登 彬	政党役員	"	4	55,000		"
松 本 吉 彬	市会議員	"	3	47,500		"
草 刈 司	政党役員	"	4	36,500		"
幅 田 皓 正	"	"	2	20,000		"
田 江 弘	"	東伯郡	2	26,000		東伯郡
南 博	商 業	米子市	3	50,000		米子市
保 田 睦 美	政党役員	鳥取市	2	18,000		鳥取市
津 村 勝 光	市会議員	倉吉市	1	10,000		倉吉市
田 江 裕 裕	政党役員	鳥取市	2	25,000		鳥取市
木 下 豊	"	"	1	10,000		"
近代化政策研究会	政治団体	東京都千代田区	2	1,000,000	宮崎正雄後援会	東京都千代田区
東京乗用旅客自動車協会	—	東京都新宿区	1	200,000		東京都新宿区

(二) 支出

政党、協会その他の団体名	支出の総額	件数	支出の目的
公明党鳥取県本部	1,985,400	9	家屋通費
	142,240	6	交通信費
	328,856	17	修繕品費
	120,948	2	消耗品費
	200,477	12	事務費
	64,385	14	会議費
	4,000	8	雑費
	55,448	17	印刷費
小林国司後援会	1,540,810	54	活字費
	192,000	5	印費
	44,798	2	会議費
	51,640	4	文具費
さかの重信後援会	56,555	22	文通費
	121,068	15	通信運搬費
	9,006	3	会議費
	57,761	18	雑費
坂野重信東部後援会	98,780	2	人件費
	157,873	4	通信費
	15,100	2	交際費
	130,000	2	広告知費
	47,929	5	旅費
神道政治連盟鳥取県本部	1,960	1	旅費

生長の家政治連合鳥取県支部	1,500	1	費
	10,000	2	費
	25,705	22	費
	779,280	3	費
	10,605	5	費
	12,530	4	費
	16,810	3	費
	45,350	6	費
	17,700	2	費
	1,990	4	費
全国たばこ耕作者政治連盟鳥取支部	10,800	1	費
	11,620	3	費
	1,000	1	費
	1,270	2	費
鳥取県医師連盟	38,400	1	費
	840	1	費
	40,000	1	費
鳥取県理容政治連盟	7,385	3	費
鳥取県社会保障推進連盟	6,500	3	費
日本共産党鳥取県委員会	3,832,000	60	費
	869,060	41	費
	104,590	43	費
	276,617	7	費
	126,490	15	費

議 費
 件 費
 信 費
 担 金
 人 費
 通 費
 分 費
 会 費
 活 費
 広 費
 告 費
 動 費
 告 費
 旅 費
 通 費
 事 費

宮崎正雄後援会

133,131	24	雑	費
240,000	6	人	費
153,000	6	件	費
34,500	5	家	費
65,000	17	会	費
42,000	6	広	費
25,500	6	交	費
249,720	3	印	費
37,500	8	通	費
141,830	6	事	費
	25	務	費
		雑	費

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第九号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十九年五月十四日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

- 一 日時 昭和四十九年五月十七日 午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題 (1) 市町村教育委員会教育長の承認について
(2) その他

公 告

火災類取締法(昭和25年法律第149号)第31条第3項の規定により甲種火災類取扱保安責任者試験及び乙種火災類取扱保安責任者試験を次のとおり実施する。

昭和49年5月14日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 1 試験の種類及び試験科目
- (1) 試験の種類
 - ア 甲種火災類取扱保安責任者試験
 - イ 乙種火災類取扱保安責任者試験

- (2) 試験科目
- ア 火薬類取締に関する法令
- イ 一般火薬学
- 2 試験の期日及び場所
- (1) 試験の期日 昭和49年6月23日(日曜日) 午前10時から12時まで
- (2) 試験の場所 鳥取市及び米子市
- 3 受験手続
- 次の書類を鳥取県総務部消防防災課に提出すること。
- (1) 受験願書
- (2) 履歴書
- (3) 写真
- 手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを願書にはり付けること。
- (4) 戸籍抄本
- なお、受験願書及び履歴書は、鳥取県総務部消防防災課及び鳥取県火薬保安協会に備えてある所定の用紙を使用すること。
- 4 受験手数料及び納付方法
- (1) 受験手数料 700円
- (2) 納付方法
- (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の箇所にはり付けること。この場合、消印しないこと。
- 5 受験願書の受付期間
- 昭和49年5月14日から昭和49年5月28日まで(郵送による場合は、5月28日までの消印があるものは、有効とする。)

6 受験票

受験願書を受け付けたときは、受験票を交付する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)]